

平成26年度第1回富津市都市計画審議会会議録

1 会議の名称	平成26年度第1回富津市都市計画審議会
2 開催日時	平成27年1月28日(水) 午前10時00分～午前10時40分
3 開催場所	富津市役所2階第2委員会室
4 審議等事項	(1) 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設の位置について
5 出席者名	(委員) 遠山茂一 在原亀次郎 石井米夫 岩本朗 相澤靖司 藤川正美 渡辺務 平野英男 中山拓也 (欠席) 渡辺雅則 富津市長 佐久間清治 (説明員) 千葉県 県土整備部都市整備局建築指導課山森副課長、 寺西建築審査班長、杉本建築指導課副主査 富津市 朝倉建設部長 鹿島街づくり課副主幹 保坂街づくり課技師 石井環境保全課長 曾根環境保全係長 (事務局) 三ツ俣街づくり課長補佐 加藤街づくり課主事
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第 条第 号に該当 (理由)
8 傍聴人定員	1人(定員5人)
9 所管課	建設部 街づくり課 計画指導係 電話 (0439) 80-1313
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

平成27年度第1回富津市都市計画審議会

発言者	発言内容
事務局	<p>開会 平成27年1月28日午前10時00分</p> <p>定刻となりましたので、これより平成26年度第1回富津市都市計画審議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の欠席委員は1名です。</p> <p>富津市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上の出席が必要となっておりますが、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>会議の公開についてご説明いたします。</p> <p>本日の会議は不開示情報が含まれておりませんので、富津市情報公開条例第23条の規定により、会議を公開し、その会議録を閲覧に供することとしております。</p> <p>本会議の公開につきましては、市のホームページにおいて事前に周知いたしておりますが、現在傍聴人は1名であります。</p> <p>なお、会議録作成の補助といたしまして、会議の録音及び写真撮影をさせていただきますことをご了承願います。</p> <p>最初に市長より挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>平成26年度第1回富津市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございます。また、平素街づくり行政につきまして、特段のご支援、ご協力を賜っていることに対しまして、御礼を申し上げます。</p> <p>さて、都市計画審議会は、本市の都市計画に関する事項を、審議するため、平成12年度に設置され、種々の案件につきまして、ご審議をいただいていたところでございます。</p> <p>この度、昨年5月31日に任期が満了したことに伴い、6月1日付けで皆様方を委員として任命させていただいたところでございます。委員の皆様方には、本市のまちづくり発展のためにご尽力を</p>

事務局	<p>賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日の議題につきましては、会長の選出と、議案として建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設の敷地の位置について、でございます。</p> <p>この処理施設の敷地の位置につきましては、平成27年1月13日付けで千葉県知事から富津市都市計画審議会に付議されたものでございます。都市計画上支障がないか十分にご審議を賜りたくお願いをいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>続きまして、先ほど市長あいさつにもありましたとおり、昨年5月31日をもって都市計画審議会委員の任期が満了したことに伴い、平成26年6月1日付で委員を市長より任命いたしましたので、ここで委員をご紹介します。委員の任期は、平成28年5月31日までの2年間となっております。</p> <p>まず、条例第3条第1項第1号の規定による学識経験者の委員をご紹介します。</p> <p>富津市商工会副会長、在原亀治郎委員。 君津市農業協同組合常務理事、石井米夫委員。 建築士事務所協会君津支部長、遠山茂一委員。 富津市環境審議会代表、岩本朗委員。 富津市新富工場協議会代表、相澤靖司委員。</p> <p>次に、条例第3条第1項第2号の規定による市議会議員よりの選出委員をご紹介します。</p> <p>藤川正美委員。 渡辺務委員。 平野英男委員。</p> <p>次に、条例第3条第1項第3号の関係行政機関の委員をご紹介します。</p> <p>千葉県君津土木事務所長、中山拓也委員。 千葉県君津地域振興事務所長、渡辺雅則委員。渡辺雅則委員ですが、本日欠席となっております。</p> <p>以上で委員の紹介を終わります。</p> <p>続きまして、本日の説明員を紹介いたします。 千葉県県土整備部都市整備局建築指導課副課長の山森です。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>事務局</p> <p>市長</p>	<p>同じく建築指導課建築審査班班長の寺西です。</p> <p>同じく建築指導課建築審査班副主査の杉本です。</p> <p>富津市建設部長の朝倉です。</p> <p>環境保全課長の石井です。</p> <p>次に事務局を紹介いたします。</p> <p>街づくり課の加藤です。</p> <p>私は街づくり課の三ツ俣でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、会長の選挙について、を議題といたします。</p> <p>富津市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長となりますが、現在会長が決まっております。</p> <p>ここで、お諮りいたします。</p> <p>会長が選出されるまでの間、市長を仮議長として議事を進行してまいりたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>（「異議なし」と叫ぶものあり）</p> <p>ありがとうございます。それでは、市長、議長席にて議事を進行していただくようお願いいたします。</p> <p>会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>会長の選出について、を議題といたします。</p> <p>富津市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、第1号委員のうちから委員の選挙により、会長を選出することになっております。</p> <p>選挙の方法としては、投票による方法、指名推薦による方法の2通りがございますが、ここでお諮りいたします。投票、指名推薦どちらといたしますか。</p> <p>（渡辺務委員挙手）</p> <p>はい、渡辺務委員</p>
----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>市長</p>	<p>指名推薦でお願いします。</p> <p>指名推薦という声がありましたが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」と叫ぶものあり)</p>
<p>渡辺務委員</p>	<p>異議ないものと認め、指名推薦で行います。どなたかご推薦お願いします。</p>
<p>市長</p>	<p>(渡辺務委員挙手)</p> <p>はい、渡辺務委員</p>
<p>市長</p>	<p>前回、千葉県建築士事務所協会君津支部の代表者である遠山委員が会長を務められていたことから、遠山委員を推薦いたします。</p> <p>ただいま、遠山委員のご推挙がございましたが、ここでお諮りいたします。会長に遠山委員を選任することにご異議ございませんか。</p>
<p>市長</p>	<p>(「異議なし」と叫ぶものあり)</p>
<p>渡辺務委員</p>	<p>異議もないようですので、遠山委員を富津市都市計画審議会会長に選任することに決しました。</p> <p>会長が選任されましたので、これで仮議長の職を解かせていただきます。</p>
<p>市長</p>	<p>それでは、遠山会長、議長席にお移りいただき、会長就任のご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>市長</p>	<p>一言ご挨拶させていただきます。ただいま、富津市都市計画審議会会長をおおせつかりました、遠山です。</p> <p>都市計画は、今後の富津市のまちづくりを進めるために、大変重要なことであると認識しています。住みよい富津市をつくるために、委員の皆様方のご指導とご協力をいただきながら審議会の運営に努めたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。簡単</p>

遠山会長	<p>ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>会長が選任されましたので、遠山会長に進行をお願いいたします。 なお、市長につきましては、この後公務のためここで退席させていただきます。</p>
事務局	<p>(市長退出)</p> <p>続きまして、富津市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により会長職務代理者を指名させていただきます。</p> <p>では、在原委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。 続きまして、会議録署名委員を選任いたします。 私から、指名することとしてよろしいでしょうか。</p>
遠山会長	<p>(「異議なし」と叫ぶものあり)</p> <p>名簿に従いまして第1号委員から在原委員、第2号委員から藤川委員の2名を指名いたします。よろしくをお願いいたします。 これより議案審議に入ります。 議案1、建築基準法第51条ただし書きの規定による処理施設の敷地の位置について、を議題といたします。 最初に議案の内容の説明を求めます。</p> <p>千葉県県土整備部都市整備局建築指導課の山森と申します。 委員の皆様におかれましては、平素より千葉県の都市計画行政及び建築行政に御理解、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、本日、ご審議いただきます議案第1号は、建築基準法第51条ただし書の規定による許可の案件で、一般廃棄物処理施設の敷地の位置に係るものでございます。議案のご説明の前に、建築基準法第51条ただし書の規定による許可制度の概要について説明させていただきます。 まず、本件を富津市都市計画審議会に付議する理由をご説明します。 資料の1ページをご覧ください。</p>

山森副課長

建築基準法第51条の条文でございます。

同条本文に「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」と規定されております。

一般廃棄物処理施設は、建築基準法施行令第130条の2の2の規定により、「その他政令で定める処理施設」に該当いたします。

これらの建築物は都市計画法（第11条）に規定される都市施設である建築物であり、その敷地の位置が都市計画で決定されていなければ、原則として建築できないとされておりますが、同条ただし書に「特定行政庁が都道府県都市計画審議会、あるいは当該市町村都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合に、例外的に建築できるとされております。

富津市の区域においては、千葉県知事が特定行政庁となっておりますので、千葉県知事が許可することになります。

その際に付議すべき都市計画審議会につきましては、建築基準法第51条ただし書きには、「その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地の位置が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会の議を経て・・・」と規定されています。

ここで、都市計画法第15条の規定により、一般廃棄物処理施設については市町村が都市計画に定めるべき者とされておりますので、予定議案の（株）エス・イーティの敷地の位置の許可にあたっては、富津市都市計画審議会に付議することになります。

一方、産業廃棄物処理施設は、同15条第1項第5号に規定する「一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設」とされ、同法施行令第9条第2項により都道府県が定めるべき者と規定されています。

また、一般廃棄物処理施設の敷地の位置を都市計画で決定するか、又は建築基準法で許可するかとの手続きの区分は、地方公共団体が設置する場合は原則として都市計画で決定し、民間事業者が設置する場合は建築基準法の許可で取扱うこととしております。

次に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、以後略称して「廃棄

物処理法」と言い換えますが、この法律と「建築基準法」の所管区分と、許可に係る審査指標についてご説明いたします。

資料の2ページ、又はスクリーンをご覧ください。

一般廃棄物処理施設に係る「建築基準法第51条の許可」と「廃棄物処理法第8条の許可」に関する主な審査事項を、紙面左右の1から5までの5つの審査指標にそって整理したものでございます。

建築指導課が所管する建築基準法第51条の許可にあたっては、都市計画の観点で審査することとしております。

具体的に申し上げますと1.「敷地の位置の適格性」2.「搬出入計画の妥当性」3.「施設計画の妥当性」などを審査しております。4.「環境対策」については、環境基準に支障がないことを環境担当部局に確認しております。

一方、廃棄物指導課が所管する廃棄物処理法第8条につきましては法及び規則で定める技術基準並びに生活環境保全の観点で、審査することとしております。

具体的に申し上げますと3.「施設計画の妥当性」、4.「環境対策」、5.「維持管理」について審査しております。

それぞれの所管区分と許可に係る審査指標についてご説明いたしましたが、許可にあたりましては、建築指導課と廃棄物指導課で事務の連携を図り、施設計画の妥当性、環境対策等について相互に確認した上で、同時期に処理することとしております。

議案について、ご説明いたします。

最初のページは付議書となっております。本日付議させていただく案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可の案件でございます。一般廃棄物処理施設の計画に係るものでございます。

次の1ページ、又はスクリーンをご覧ください。処理施設の敷地の位置についてです。

一般廃棄物処理施設で、施設の設置者は、株式会社エス・イーティ代表取締役、齊藤吉彦でございます。敷地の位置は、富津市新富で、敷地面積は約3,400平方メートルです。敷地は工業地域に位置しています。

2ページ、又はスクリーンをご覧ください。計画概要でございます。

施設の種別は一般廃棄物処理施設です。今回の申請地につきまして

は、申請者が既に事業を行っています。食品加工工場から排出される産業廃棄物である食品残渣物について破碎や発酵処理をし、飼料として売却するリサイクル施設ですが、既存の処理施設（食品残渣の破碎発酵等）は建築基準法第51条の許可が不要なものです。今回、事業拡大を計画し、脱水及び乾燥処理を追加し、産業廃棄物のみならず一般廃棄物についても受入れることとしました。

当該施設での一般廃棄物の処理能力は74.78t/日となり、一日当たりの処理量が5tを超えることから、一般廃棄物処理施設として新規に法第51条ただし書の許可が必要となるものです。

3ページ、又はスクリーンをご覧ください。「位置図」により説明いたします。計画地は、JR内房線・青堀駅から西へ約2キロメートルの位置にあります。また、計画地は工業地域にあります。計画地の周辺には、許可基準にある100m以内の範囲に、学校、病院等はなく、都市施設もございません。また、県及び市の都市計画構想との齟齬もございません。

4ページ、又はスクリーンをご覧ください。「計画図」により説明いたします。主な搬出入経路としては、幅員50mの主要地方道木更津富津線であり、そこから幅員20mの市道1187号線、市道1354号線を経由し計画地へと接続します。搬出入車両は4トン車から10トン車で、1日あたり搬出入の合計32台と予想されており、発生交通量による

主な搬出入経路である主要地方道木更津富津線に対する影響について支障ないと考えております。

スクリーンの資料をご覧ください。「付近建築物用途現況図」です。図上の紫色に塗った建物が、工業施設の用途となります。計画地の周囲100m以内に学校や病院など環境に配慮を要する施設は、ありません。隣接地所有者及び工業団地内企業へは事前に事業説明等行っていますが、特段反対等ございません。

次に、6ページの「配置図」又はスクリーンをご覧ください。赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。市道を経て搬入された食品残渣物は、トラックスケールにより計量後受け入れ保管場所に運び込まれ、その後、建物内で処理が行われることとなります。今回の計画ですが、処理工程は全て建築物内での処理となります。処

理された食品残渣物は家畜の飼料や肥料となり、処理後保管場所に運ばれます。

なお、施設内での作業時間は24時間で、日曜日は原則作業を行いません。また、廃棄物の搬出入時間については午前8時から午後5時までを予定しています。

敷地内の排水について説明いたします。

計画地内の排水については、乾燥、脱水の処理工程からの排水や施設の洗浄等からの排水があります。それらの排水については、敷地北東部分にある油水分離槽、浄化槽を経て、前面道路埋設の富津市管理の排水管へと接続されます。

続きまして、7ページの「環境関係法令等との適合状況について」又はスクリーンをご覧ください。

環境対策について申し上げます。既に廃棄物処理法の規定による許可申請手続きに伴い、県環境部局と事業者で事前協議が終了しております。この中で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査報告として事業者から提出された、生活環境影響調査報告書の内容の審査を行い、環境に対する影響については支障がないことを確認しております。

なお、本案件は、ばい煙や有害な処理水などは発生しない施設であることから、法令の適用を受ける騒音、振動、悪臭に係る環境基準を遵守した計画となっております。

ここで、本施設における、騒音と振動、悪臭の適合状況について説明を致します。

敷地内にある処理施設を稼働させた状態で、敷地境界においての値を予測しました。その結果、富津市環境条例に基づく夜間の騒音規制値60dBに対して予測値の最大値が57dBとなっており、また、振動については、富津市環境条例に基づく夜間の振動規制値60dBに対して、予測値の最大値が54dBとなっており基準値に適合しております。

悪臭については処理工程を密閉式にすることや脱臭装置の設置、消臭剤噴霧器の設置等により悪臭対策を行っており、基準を遵守する計画となっております。

最後に、本施設の計画につきましては、許可申請に当たり富津市関係部局より、都市計画上支障がない旨調整済みで

す。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

説明が終わりました。続きまして、質疑又はご意見ございますか。

こちらの株式会社エス・イーティさんに関しては新富に以前からある会社と理解しておりますが、基本的なことを聞きますが、食品残渣を搬入していると思いますが、どのエリアのものを受け入れているのか、上総地域のものを入れているのか、県内のものなのか、それとも県外からも搬入しているのか、そのあたりを教えてください。

現在営業しております状態では、県外のが9割、県内のが1割程度と聞いております。先ほど申し上げました通り産業廃棄物としての食品残渣でございますので、一般廃棄物、この場合、事業所やレストランなどでの食品残渣は受け入れていない状況です。

先ほどのご説明で今回処理工程が脱水、乾燥のほうが追加されたと理解させてもらっておりますが、同じような工程を行う処理施設が千葉県内にあるかどうか、そこを知りたいのですが。

この場合の脱水と乾燥工程につきましては、基本的には汚泥について規定しているものでして、工事現場、土工事や杭打工事等で発生しました汚泥について処理する施設として、都市計画の指定を受けるわけですが、そういった意味では数多くあると思います。ただ、食品残渣としての施設は、資料がただ今ございません。

他にご質問はございますでしょうか。はい、藤川委員。

見取り図があります資料2ですが、別添の資料で計画概要書というものがあります。これを見ていくとAライン、Bライン、Cラインとありまして、一番左側がAライン、真ん中がBライン、右下がCラインかなと推測するんですが、今回脱水と乾燥を新たに事業として入れたと説明がありました

遠山会長

平野委員	<p>が、新たに設置した機材はどここの位置にあたるのでしょうか。</p> <p>はい、スクリーンでご説明させていただきます。Aラインですが、最初に食品残渣を受け入れまして破碎工程、その次に脱水工程となりますが、機械の位置はほぼ重なっております。そのあとでAラインの中で発酵工程を経て、発酵されたものを乾燥する工程があります。</p>
山森副課長	<p>Aラインは脱水、発酵、乾燥工程の全てが入っていますが、BラインとCラインは、発酵工程か乾燥工程がないなど、いろんな組み合わせで形成されています。先ほどお話しした数値はそれぞれのラインが一番能力を発揮した場合の数値となっております。</p>
平野委員	<p>AラインBラインというのはわかるんですが、先程ご説明のあった脱水と乾燥が新たに加わったという、その機械というのが具体的にどこになりますか。</p>
山森副課長	<p>今、示している場所が脱水装置の置かれている場所です。今示している場所が乾燥装置の置かれている場所です。(スクリーンで図示する。)</p> <p>よろしいでしょうか。他になにかございますでしょうか。他にないようでございますので、採決します。</p> <p>建築基準法第51条ただし書きの規定による敷地の位置について、異議なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
遠山会長	<p>(挙手全員)</p>
藤川委員	<p>挙手全員であります。よって、議案1は、異議なしと答申することに決しました。</p> <p>答申書につきましては、事務局に作成させ、私が確認するということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」と叫ぶものあり)</p>

山森副課長	<p>以上で本日の議題は終了いたしました。続きまして、会議次第のその他に入ります。事務局、何かありますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>以上をもちまして、平成26年度第1回富津市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>
藤川委員	<p>閉会 平成27年1月28日 午前10時40分</p>
山森副課長	
遠山会長	
遠山会長	

遠山会長

事務局

遠山会長